

# 「学制」期の小学校における授業と試験

天 野 正 輝

Instruction and Examination of Elementary School in the Period of  
Gakusei (Education System Act, 1872)

AMANO Masateru

## 序

日本の近代公教育制度は、1872（明治5）年の「学制」を出発点としてその基礎を確立した。「教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノ」（「学制」第一条）とされた小学校では、その発足当初から、生徒の学業試験による評価がきわめて重視され、かつ厳重であった。小試験、定期試験、大試験、比較試験等、多種類の試験が学校暦に占め、教科課程や授業過程を規制している。各府県制定の学則や教則には必ず試験法がもり込まれており、そこには試験科目、出題内容、実施方法、採点、処理方法、試験場の形態、執行者、立会人や参観人、褒賞等について詳細に定められている。

「学制」による新しい小学教育は、1873（明治6）年から始まる師範講習所における教授法の伝習、各県による教則の制定、巡回訓導による指導や教授法書による普及、中央教科書の反刻、その普及をとおして全国に浸透をみた。とりわけその普及、浸透を確実にしていったのは、行政側の督励方策の徹底と試験法（学業成績検定の内容・方法・実施のしくみ等の規定）の実施であった。

富国強兵を早急に図るという政治的要請の遂行にとって教育の近代化は不可欠であった。「学制」に基づいて開設された小学校では、全く新しい教科内容をもりこみ、それを学習させ定着させるための授業法についても欧米の近代的教授方法を積極的に摂取・受容することを試みた。それは、すべての民衆をより合理的に変革・形成するためには、かつての封建体制下の学校に成立していた教育方法を踏襲するだけでは不十分であるという認識に基づいている。しかし人間の主体性の主張をこめた近代的方法原理（たとえば直観教授）を受容する基盤は脆弱であった。

このような状況の中で実施された小学試験法は、わが国の近代公教育の性格を大きく規定したのであり、小学試験法の特徴を総合的に研究する必要があると考えるゆえんである。<sup>1)</sup>ここでの課題は、(1) 試験盛行のもとでの授業実践はどのような特徴をもっていたか、また導入された近代的教授方法と試験法とのかかわりはどうか、(2) 学力測定はなんのために行われ、その結果はどのように利用されたのか、(3) その後の教育評価思想や評価方法・技術の展開をどう方向づけたのか、(4) 開明思想や知識主義が採用されるなかで、訓育・徳育の評価はどのように行われたか、(5) 個人指導の形態から一斉学級教授形態への移行期において試験法はどのような役割を果たしているか、(6) 近世諸学校における試験(制度)と学制のそれとの間の連続、非連続の問題等であ

る。

ところで、わが国での教育方法史の研究にとって、評価行為の自覚化という観点からの考察が必要であるとする筆者は、既にいくつかの論稿においてこのことを試みてきた。<sup>2)</sup>

わが国の近代教育方法史でみると、スコット (M. M. Scott) による外国の教授法の導入・普及をはじめ、開発主義の教授法、ヘルバルト主義の段階教授法等次々に移入・紹介される理論に基づいて、授業の進め方やその形式に関心を集中させてきたが、教育過程に含まれる評価の行為が自覚的に研究対象とされてきてはいない。一般に、評価の行為は、一連の教育実践の全過程を通じて内在しており、評価への認識の深まりが、子どもの発達への着眼及び教育実践の自己反省の深まりとかかっている。実践者が所与の国家的目的や教育内容の単なる伝達者の域をぬけ出して、子供の発達にかかわる専門家として実践を改善していく契機を与えてくれるもの——それは教育評価である。

このような観点から、授業の理論と実践史を検討していく際、近代公教育の出発点における試験法の分析は重要な意味をもっている。

本稿においては、以上のような課題意識に基づいて、学制期の小学校で実施された試験法を対象にその内容、方法、目的等を明らかにし、それが現実に果たした機能、またその後の授業の理論と実践の展開に与えた影響及び教育評価としての意義を明らかにする。

ここで使用した資料は、小学校試験に関する明治初期各府県の試験規則および試験の実際を取り扱った刊行物、各学校沿革誌及び各地方で発行された地方新聞の試験関連記事等である。なかでも、中央の教育政策の動向を比較的確に反映し、かつ独自の展開をみせていた長野県（旧長野県、筑摩県を含めて）の資料を多く使用している。

## Ⅰ 学制期における授業法の探求

1. 近代的な統一的国民教育制度の樹立をめざした「学制」下においては、二つの教育観が混在していた。その一つは「児童ノ教育ハ彼レニ固有スル知力ヲ発生セシメ之ヲ培養スルニ外ナラス」<sup>3)</sup>とか、「夫教育ハ知識ヲ暢発シ心志ヲ改良シテ人間固有ノ幸福ヲ保存スルノ一大事業デアル」とし、そのことはひいては「国家ノ元氣ヲ拡張シ随テ公益ヲ社会ニ興フルモノ」<sup>4)</sup>となるという認識である。他の一つは「国家ノ以テ富強安康ナルユエノモノ世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルモノアルニヨラサルハナシ」<sup>5)</sup>、そのために学校教育は不可欠であるとする認識である。しかし、後者つまり富国強兵という政治的要請のために国民教育制度の統一を早急に図り、教科内容や教授方法までも西欧の成果を導入、吸収し普及を図るという立場が主流を占めたことは言うまでもない。

筑摩県令永山盛輝 (1801～1880) は、「国家ノ富強ヲ謀ルハ人民ノ智力ヲ磨励スルニ在リ……今般管内各所ニ学校ヲ創立シ、臣民一致勉強ノカヲ尽シ他ニ率先シ、報國ノ実ヲ顕ハサシメントス」<sup>6)</sup>と述べているのはその典型である。『説諭要略』でも「学校ニアラズンバ、何ヲ以テ天下富強ノ基トセンヤ」<sup>7)</sup>と説いていることから明らかなように、教育の第一義的目的は天下富強にあり、それは「人間固有ノ幸福ヲ保存」するためのものではない。前者の主張は、わが国に紹介されたルソーやペスタロッチー以来の西欧近代教育論からの影響によるものであり、後者は、幕藩体制の下での教育観とも連続した、能力主義と競争を原理とした人材登用のための教育観である。

学制期の授業法、教授法に関してもこの二つの考え方が混在した。「教育ハ心性発達ノ自然ニ一致シ其発達ノ順序ヲ察シテ知識ヲ給スルコト」<sup>8)</sup>という方法原理と、「学制」における「小学教則」に採用されている記誦注入的方法原理とである。

1872年8月3日文部省布達第十三号をもって「学制」が頒布された。以後各地に公教育機関としての小学校が設立されるが、長野県の場合でみると、旧長野県と筑摩県に小学校が設けられるのは1873年（明治6）年5月以降である。新しい教育は、1873年から始まる師範講習所の伝習、県による教則の制定、巡回訓導による指導、教授法の伝習会や教授法書による普及、中央教科書の反刻等の方法によって全県的に浸透した。各地域、学校、教師は新しい教育を早急に受容・吸収する努力を重ねるが、その際、政府の積極督励策と「試験法」が果たした役割はきわめて大きいものがあった。次章で検討するように試験法は、「学制」普及の重要な方策として機能したのである。近世諸学校、とくに寺子屋とは異質の新しい教科・内容に対する生徒や父母の違和感は、多様な試験の実施を通して変化し、その受容・普及がはかられていったと考えられる。

2 文部省は1872年10月「小学教則」を頒布し、師範学校は73年2月「下等小学教則」を、同年5月「上等小学教則」を作成して新しい教科課程と教材を作成したが、これらの教科や教材をどう教えるか、その原理や具体的方法が緊急の要事となってきた。そのため文部省は東京師範学校に教授法を開発させるとともに、多くの外国の教授書を翻訳出版し、73年からは『文部省雑誌』を発刊して教授論を掲載することに力をいれている。

新しい教授法は、師範講習所を通して導入され、そこでの伝習や教授法書の発行、巡回指導によってひろめられていった。旧長野県、筑摩県ともに、教授法の導入は、教員の東京師範学校への派遣から始められている。筑摩県では1873年太田幹・高橋敬十郎ら数名の教員を東京師範学校に派遣し、スコットから教則と教授法の伝習を受けさせた。そして帰郷後、師範講習所で県下教員の再教育にあたらせたのである。

東京師範学校を卒業して筑摩県で活躍した金子尚政は、『小学試験法』（1874年10月）を著し、試験実施の指針を示したが、翌年には『小学教授必携』（1875年8月）を著し、カルキン（N. A. Kalkins）のニュー・プライマリー・オブジェクト・レッスン（New Primary Object Lesson, 1871）を紹介している。このように、試験法と近代的教授法を同居させているところにこの期の一つの特徴をみることができる。

師範学校における当時の教授法をもっともよく代表し、その後長く全国の小学校教授書の模範となったものは諸葛信澄の著『小学教師必携』（1873年12月。この書は75年4月増補改訂され『補正小学教師必携』として刊行）である。前半の「緒言」には13ヶ条の方法原則をかけたが、後半は各科の教授要領を具体的に示している。<sup>9)</sup>全編を通じ、授業法は児童の生育の自然に即し境遇の特質に必ずすべきことを強調し、直観や活動性を重んじ、指導の順次性を重視するなど学習条件を考慮している。西欧近代的教育論の成果に学んだ、当時としてはきわめて進歩的な内容を含んでいた。ここにもられた内容は、師範学校制定の小学教則を実施してみた結果から教授の法則を導き出したものであると言われるが、原理的にはスコットを通じて得たカルキン等の思想からの強い影響がうかがえる。

その「緒言」における特徴点は次の4点に要約される

- ① 「人ノ性ハモト善ナレドモ、其不善ニ移ルハ寔モ幼児ノ習慣ニヨル」として、良習慣形成

を教職の任務とし、まず「誘導」の必要を説いている。つまり「小児ノ感覚ヲ挑発シ、智見ヲ培養スルヲ以テ第一」とし、そのために「万物ニ就テ其性質ヲ考究シ用法ヲ思慮セシムルコト」が肝要であるとした。これは、師範学校制定の教則に登場した「問答」のねらいを示したものである。また幼児からの質問には「顔色ヲ和ケ、氣ヲ平カニシテ其ノ意思ヲ吐キ悉サシメ」というように、児童の心理を十分にくみ取った対応の仕方を説いている。ここには従来の記誦注入的教授法から脱してスコットを通じ吸収した近代教育方法の理念への転換を窺うことができる。

児童の取り扱いはその心理、境遇、発達の傾向に即してなすべきであることを強調している点はきわめて注目され、児童を児童としてみようとする近代教育観の萌芽といえよう。学制期にこの児童観、教育観は主流にはなっていないが、以後教育方法原理としてしばしば語られることになる。例えば「教育ハ心性発達ノ自然ニ一致シ其発達ノ順序ヲ察シテ知識ヲ給スルコト」<sup>10)</sup>という主張もそのあらわれである。

② 「坐作進退ハ勿論、書籍石盤等ノ取扱ヒニ至ルマデ悉ク(一)(二)(三)(四)等ノ指令法ヲ以テスベシ」<sup>11)</sup>というように、一斉教授の実施方法を示している。教場における教師の座位、生徒机の配列方法、挙手の仕方等、従来の寺子屋や藩校において一般的であった座敷での個別教授から教室で一斉教授への対応である。口述の教授から黒板や掛図を使った教授へ、音読教授から問答教授へといった、明治初期の教師が直面した大きな課題への指針をしめしている。以後各府県で発行される授業書には、一斉教授法が示されることになった。

③ 教室内外における児童生徒の行動管理の方法が示されている。授業中における「行儀ヲ正シ、顧眄及ビ雑談等ヲ制」<sup>12)</sup>すること、第一席の生徒をして他生の「行状ヲ監守セシムル」こと、放課の時間の過ごし方、さらに教席の男女分離等を述べている。

④ 進級試験に関しては「学制」における試験規定にそって、次のような厳格な原則が述べられている。<sup>13)</sup>

- 一 生徒学術ノ進歩ニ従ヒ、精密ニ階級ヲ分ツコト緊要ナリ、若シ階級ノ分段不精密ナルトキハ、是ガ為ニ学術ノ進歩ヲ妨グルモノナリ
- 一 生徒ヲシテ、乙ノ級ヨリ、甲ノ級ニ進マシムルトキハ、先ツ卒業シタル諸科ヲ試験シ、充分其試験ニ及第スル者ニ非ザレバ、登級セシムベカラズ、其落第スル者ニ於テハ、尚其級ニ止メテ、諸科ヲ習熟セシムベシ、
- 一 毎月生徒ノ学術ヲ試験シ、其優劣ニ従ヒ一室中ノ席順ヲ定ムベシ、然ルトキハ、生徒各学術ノ進歩ヲ楽ミ、席順ヲ争ヒ、競ヒテ諸科ヲ勉勵スルモノナリ

ここに示されたような生徒の記憶力・暗記力を測定しこれを比較し競わせる試験重視の原則と、先の、児童の発達の特性や直観性、活動性をふまえた教育の理念とが混在しているところに学制期教育法の一つの特徴をみることができる。等級制を維持し、教則にもられた教科・内容を効率的に習得させ、国民を全率的に変革・形成していくために二つの原理が必要であった。

この『小学教師必携』が実践の指針としてもたらした影響はきわめて大きく、以後ここに示された4つの観点及び各科指導方法を骨子とした論議と実践が各府県で展開されていく。

第一大学区教育会議(1877年1月～2月)の成義案<sup>14)</sup>をみると、生徒養成ノ議、小学教則ノ議、教場指令規則ノ議、生徒試験法ノ議等において、『必携』の内容が手本にされていることがうかがえる。

筑摩県師範学校は、「下等小学教則」、「小学校規則」を作成し、続いて飯田正宣・太田幹・高橋敬十郎の三人による『小学授業法細記』（1874年9月）を出版し全管下に配布している。各級ごと、各教科について詳細に授業法を展開し、新しく導入された「問答」を重視し、授業における授読、復読の際の生徒の注意散漫を防ぐなど学習態度の基本的しつけについても注意が払われている。個人指導に重点をおいた藩学、寺子屋の教授方法から、学級一斉教授を基盤にした新しい近代的教授方法への移行に力を注いで編述されている。それは単に東京師範学校の教則の模倣ではなく、県内における実地の授業をふまえ県下の小学校の実情に即して授業法を展開したもので、新しい教則、教授法への対応に苦慮していた現場教師の指針となった。

東京府は1877（明治10）年3月「小学授業法」を制定し各学区に送付している。その前文には教師としての自覚と教授法的重要性が次のように述べられている。

「小学ノ教タル授業ノ法其宜キヲ得サレハ徒ニ児童ヲ厭倦マシムルノミニシテ其智覺ヲ暢発シ其術芸ヲ長成スルコト能ハス故ニ先般定ムル所ノ教則ニ抛リ毎級授業ノ法ヲ方細記シ以テ誘掖提誨ノ便ニ供フ然レトモ僅ニ其一班ヲ窺フモノニシテ未タ其全貌ヲ盡スト謂フヘカラス」<sup>15)</sup>

この前文はさらに授業法の改良・工夫を教師の日々の実践をふまえて行う必要性を説いている。

群馬県でも1877年9月『小学授業法』<sup>16)</sup>を編纂し「教方ハ本県定ムル所ノ教則及授業法ニ従フ可シ」とした。栃木県では、師範学校教師林多一郎が1874年11月に『小学教師必携補遺』を著わし、諸葛の著書をより具体的に説明している。『小児教育方法』<sup>17)</sup>と称して『必携』の緒言の一部を要約したものも授業の手引きに供されている。

3. 学制期当初の授業法は、観察や対話や実験方法を少しも加味しない言語主義の教授法であり、口授、授読、練習、復誦、暗誦とが根幹となっている記誦注入の教授法であった。事実の認識と切り離して、ことばだけで覚えさせその再生の成否で、学習成績を決定するやり方である。これを一般に言語主義と呼んでいる。また、考え方や価値観を子どもたちに注入するいわゆるインドクトリネーションという方法もこの期の特徴である。これもわが国の学校教育では言語主義と結びついて、そのシンボル利用による精神操作として現れることが多い。

これに対して、スコットが師範学校を通して伝えた教授法は、ペスタロッチー主義に基づく実物教授（Object Lesson）の具体的方法を示したものであった。ペスタロッチーの直観の原理に基づき、具体的事物と子供の経験を媒介として問答を繰り返すことで子どもの能力を内面から開発することをねらいとした教育であるから、従来の教育法がもっぱら記誦注入の教育であったことを考えれば、庶物指教の輸入はわが国の教育方法近代化という観点からみて画期的なことであった。カルキンやシェルドン（E. A. Sheldon）の著作は、文部省刊の黒沢寿任訳『加爾均氏庶物指教』（1877年）や永田健助・関藤成緒訳『塞兒敦氏庶物指教』（1878年）により庶物指教という名称で紹介された。庶物指教とは、児童の感覚器官のはたらきを促して事物を具体的に認識させる方法である。それは実物提示と問答法によって教授する方法であり、知識やことばについての単なる記憶主義が否定されて、事物から直接受け容れられた感覚に基づいて概念を形成し、問答によって学習主体の認識能力を発達させていくという近代の教授原理である。

しかし、学制期の小学校の授業の実態は、「文部省巡視功程」（『文部省第四年報』1876年）で明らかにされているように、児童が掛図を見ながら教師の用意した問と答を暗誦することに終始するというものであった。庶物指教本来のねらいが全く忘却されて、絞切型の問と答を繰り返し

これを暗誦させるという教授法に陥ってしまっていた。すなわち依然として教師中心で師範主義、模倣主義、鍛練主義の授業であり、すべての教科で読み・書きを中心とした、教具等が利用されない授業であった。藩校や寺子屋の教授方式から技術的に脱却していないといえる。

このような実態に留まったのは、その摂取、受容の過程が当時のわが国の歴史的條件に大きく規定されざるをえないものであったためである。なによりも、認識主体の形成という近代教育理論の成果を正しく受容・発展させる基盤が脆弱であった。上からの、しかも急速な教育の量的拡大という政策のもとで、小学生徒心得、教場指令規則、日課点数増減法、行状の観察等によって児童の活動性や感性の自由な表現は抑えられていたのである。

そのような傾向に拍車をかけたものは、試験法の厳格な実施であった。児童生徒の能力を知識の記憶力・諳記力としてとらえ、これを測定し、これを比較し競わせる試験は、その結果だけに教師の関心を集中させ、授業過程への配慮を欠落させることになる。授業法は知識の伝達とその定着の方式ととらえられ、学習主体の認識活動を指導する方法としては成立していないのである。

試験盛行の下では、問答・実物教授もその本来の意義を発揮できずに形骸化し、容易に伝統的な記誦注入の教授法に転化したのは避けられないことであった。

## II 学制期の小学試験

1 近代公教育制度の開始当初から小学試験はきわめて厳格に実施されていた。学制では小学校を上下二等に分け、各等の修業期間を4か年と定めた。文部省及び東京師範学校の「小学教則」は、各等小学の課程を分けて8級とし、半年進級で4か年で第一級に至り卒業することを原則とした。この半年進級の可否を判定する方法が学業試験であった。それゆえ、「学制着手ノ順序」<sup>18)</sup>に「生徒階級ヲ踏ム極メテ厳ナラシムベキ事」として、「毫モ姑息ノ進級ヲセシムヘカラス」と定めたのである。「階級ヲ踏ム」ために厳重な試験法が不可欠であり、これが授業実践を強く規制していた。「学制」における試験の規定としては「生徒及試業ノ事」<sup>19)</sup>として次のような条項があり、これが全国的な試験法の基礎をなしている。

第四十八章 生徒ハ諸學科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ  
一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス

第四十九章 生徒學等ヲ終ル時ハ大試験アリ 小學ヨリ中學ニ移リ中學ヨリ大學ニ進ム等ノ類  
但大試験ノ時ハ學事關係ノ人員ハ勿論共請求ニヨリテハ他官員トイヘトモ臨席スル事アルヘシ

第五十章 私學私塾生徒モ其義前二章ニ同シ

第五十一章 試験ノ時生徒優等ノモノニハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

しかし「学制」では試験に関してこれ以外の規定を設けていない。文部省の「小学教則」以上に各府県の教則のモデルとなった東京師範学校制定の「小学教則」には、「教則中毎級六箇月ノ習業ト定ムト雖モ生徒學術進歩ノ都合ニヨリ斟酌増減ハ教師ノ意ニ任スヘシ」、「教則ニ揭示スル毎級ノ諸課ハ必ス同一ニ習熟セシメ勉メテ同時ニ同級ヲ終ヘシムヘシ」、「毎級卒業ノ者ハ試験ヲ經テ昇級セシメ落第ノ者ハ猶其級ニ止ムルヲ法トス」という説明がなされている。「学制」におけるわずか4章とこの師範学校「教則」の説明のうちに、その後の試験の性格を決定づける原則が含まれていた。即ち学級一斉教授と等級制を採用すること、そのため進級試験を実施し試験状を渡すこと、「とび級」と「原級とめ置き」（落第）の制度を導入すること、試験には学事関係者が臨

席すること、下等、上等小学の修了時には大試験を実施すること、優等な生徒には褒賞を授与すること、私学私塾の生徒にもこの規定は適用されること、等である。

「学制」の第四十八章及び東京師範学校の「説明」は明らかに課程主義の採用を示すものであり、年齢よりも何をどれだけ学び得たかを重視して進級させる方式（等級制）である。欧米の進んだ技術や知識を大量かつ早急に摂取・吸収する立場から採られた方式であり、試験は等級判定の唯一の手段として重要な意味をもっていた。「学制」における等級制と試験制度は欧米の制度の導入に依拠するというよりも、近世藩校や私塾における等級制や試験法を踏襲したものであろう。

「学制」における試験に関する規定を受けて各府県はそれぞれ「小学校試験規則」を定めている。文部省は学制の制定以降試験に関して積極的な姿勢を示しておらず、その後の規定としては、1879年の教育令の中で「生徒試験ノトキハ父母後見人等其学校ニ来觀スルコトヲ得ベシ」<sup>20)</sup>（四十七条）とする規定のみであり、改正教育令（1880年）においても同文が示されていたにすぎない。

各府県制定の試験規則は、東京師範学校のを範典としたり、試験解説書等を参照しているが、主要な依り処は、近世藩校や私塾における試験法であるといえよう。出題、採点方法、実施のしくみや施行は各地藩校において展開されたものを基盤にしていたとみることができる。近世試験制度との連続性をもったこの試験法こそ、学制における新しい教科や内容を迅速に普及・定着させていくものであった。

2 学制の規定に基づいて各府県が定めた学規や教則には試験に関する条項が必ず盛り込まれている。たとえば千葉県の場合<sup>21)</sup>でみても1872年11月「印旛県管内学校小学教則」、1973年2月「木更津県小学校則」、同年11月の「小学規則」、1976年5月の「小学定制」などにはいずれも試験に関する規定が含まれており、行政的にも試験が如何に重視されていたかがわかる。そして全国的には各府県とも1876年から77年にかけて体系的な試験法を整備するに至っている。

旧長野県と筑摩県は1876年合併して長野県となるが、その間の試験に関する規定の推移を次に示す。<sup>22)</sup>

#### (1) 旧長野県の場合

○1874年12月 「長野県管内小学条例」に試験規定。その第10条に基づき、「下等小学教則」に対応させた「下等小学試験科目表」を定めた。

○1875年6月 「生徒試験法并進歩ノ状況」を文部省に上申。

○1875年9月 「下等小学試験法」制定。

○1876年3月 「下等小学教則」の中の凡例において「とび級」と「留め置き」を明記。

#### (2) 筑摩県の場合

○1873年11月 「官立学校設立伺」の校則中に次のような試験に関する規定を設けている。「一年ニ兩度ノ大試験ヲ設ケ等級ヲ定メ、毎月末ニ小試験ヲ設ケテ席順ヲ昇降スベキコト、但シ大試験ノ節ニ優等ノ者ヘハ、褒賞スヘキコト」（第7条）。実施についての定則はないが、「小学課業一覧表」（1873年11月）に基づき、金子尚政『小学試験法』（1874）に拠って運営された。

○1874年9月 「筑摩県管内小学校則」に試験規定。

○1875年6月 小学「試験規則」制定。試験法、点数、褒貶例が示される。

#### (3) 合県（1876年8月）後

○1877年5月 「下等小学校全科卒業試験法則」を制定。試験場の設営から試験科目の順序な

ど細部にわたる運用規定を設ける。

○1877年8月 「下等小学試験法」、「下等小学程期試験点則」を制定。全県共通の試験法が集大成された。下等小学試験法は旧長野県試験法と基本的相違は認められない。『点則』で初めて点数制を採用し、各教材の配点を明確にした。

○1878年3月 南部学区取締の連盟で「集合試験実施の伺い」を県に提出。

○1878年10月 官員が直接試験に立会うのは上・下等全科卒業試験のみとする。小学定期試験には組合を定めて執行するよう通達。

○1879年1月 学区取締廃止。

1876年、長野県は「改定下等小学教則」<sup>23)</sup>を管下各校へ布達するとともに「下等小学試験法」を制定した。合県前・後を通じて体系的で組織的な試験法が成立し一般的事項が明確になった。それによればはじめに通則を記し、次いで各級の試験問題例と試験方法を詳述し、最後に付則として試験当日の児童の管理、参観人への注意、立会人としての官員、学区取締、戸長副、事務担当世話掛等の座席の位置も図示されている。管下各小学校は県が制定したこの試験法によって試験を実施したのである。

3 各府県制定の小学試験法<sup>24)</sup>に含まれる内容・名称は必ずしも一定しているわけではないが、共通している事項は、試験の種類、科目、立会人規定、実施手続、各科出題数、配点・採点法、実施上の留意事項、昇落判定規準、褒賞、試験心得、行状点処理法等である。その概略を次に示す。

(1) 試験の種類及び名称

① 小試験・月末試験・尋常試験 毎月末、受持教員が平時の授業時間に、1ヶ月間の課業の熟否を調べ、席順を決め名札の順位を決定する。

② 定期試験・進級試験・中試験・昇級試験・卒業試験・各等級卒業認定試験 毎年2回、多くは春と秋（4月と10月又は3月と9月）等級を決定するもっとも代表的試験方式である。<sup>25)</sup>

③ 大試験・全科卒業試験・昇等試験 下等・上等の各小学科卒業を認定するためのもの、各等科第一級の定期試験に連続して実施されることが多い。近隣の数校合併して実施される場合もある。

④ 臨時試験 「定期ヲ待タス拔群優秀ノ生徒アルトキ」<sup>26)</sup>（とび級）及び転入生の等級決定のために行われる。

⑤ 集合試験・比較試験・奨励試験・競争試験・較試 優等生を選抜して一カ所に集め「各校生徒ノ優劣ヲ比較スルモノ」<sup>26)</sup>である。学力を競い合い学校相互の比較つまり教師の指導力の比較競争でもある。

⑥ 巡回試験・巡校試験・招集試験・御試験 県官が一定の日を定めて巡校しその際実施されるもので必ず褒賞が与えられている。

⑦ 日課表点・生徒日課優劣表 通常の試験の他に毎日の出欠状況や授業態度・生活行動についても評価するように規定した。例えば東京府<sup>26)</sup>の場合は、「日課優劣表附与規則」を定めており、この評価は多くの場合、小試験や定期試験の総合評価に使用されている。

⑧ 週末試験を設けている「小学試験法」（例えば静岡県・「文部省第四年報」・1876年）もある

がきわめて稀である。

(2) 試験の立会人・参観人 定期試験や大試験には必ず立会いが必要であった。多くの場合県学務課員、学区取締、師範学校訓導、戸長副、学校事務掛、世話掛が立会い、特に大試験には県令・参事が臨席する場合もあり、厳格に実施している。また、父母・親戚・保証人はもちろん「何人ヲ問フス参観ヲ請フ者」には許可するという試験の公開制をとっている。そのため「参観人心得」を設けている府県、学校もある。しかし、「生徒試験ノ節其試験ヲ請クル生徒ノ父兄ハ必ス参観セシメ其他ノ人民ト雖モ勉メテ参観セシムルヲ要スヘシ」<sup>27)</sup>といった参観を強制している規定もみられる。参観によって住民に新しい教育がどんなものであり、またその必要性を認識させ、就学を促そうとしたのであった。

(3) 実施手続と学区取締の役割 各学校で試験（とくに定期、大試験の場合）を実施する際には一定の手続きが必要であった。学区取締は中学区内受持学区の「試験順序」を決定する。その際各学校の世話方と教員はその校の受験予定者の氏名・年齢一覧表を作成し、受持学区取締に届出なければならない。試験期日が近づくと「試験掛り官員派遣願」が各学校より学区取締を通して県に提出された。県はその願出をもとに掛り官員と師範学校訓導を派遣することが原則であった。卒業大試験が終了すると、下等小学卒業試験表が作成され個人別得点が明記されて回覧に供された。定期試験の場合もその終了後各及第者名簿が各校毎に作成され、各人の点取表によって各科目の得点と合計点が記入され公表された。

試験実施に当たって学区取締の役割はきわめて大きく県と受持各学校との間にあって連絡・調整に尽力するとともに試験実施の責任者でもあった。定期や大試験の際は、各中学区の学区取締は、受持学校の定・大試験繰出一覧表を作成し、巡回日程によって各校の試験に立会った。小試験についても、当初は試験期間中各校を巡視し、生徒試験に立会い監督した。試験巡視は学区取締に課せられた最も大きな仕事の一つであった。もちろん「学制」に規定された教育の外的事項（学資調達、就学督促等）の任務も重要であった。学区取締の人数は府県により異なるが、長野県の場合1中学区4人であり、1人平均22校の受持となっている。

(4) 科目、出題、採点 試験科目は、東京師範学校制定の「小学教則」に依拠したものが多く、下等小学校では、読物、講義、抄字（摘書）、問答、書取・作文、算術、習字の7課である。定期試験での第八級<sup>29)</sup>の出題の場合、たとえば読物では、連語図の第一図から八図までのうち1図を選んで誦読させ、読本（巻一）で学習したところの半ページ程度素読させ、いずれも成字・成語の意味を問うものである。問答では単語図の中から三つを選び誦読させ、一語毎に其物の性質及び効用等を問答するものとしている。算術では和・算数字の比較及び実物（数）の書き取らせ各二題となっている。

採点方法や合否及落の基準は、各府県によって、また試験法の改定ごとに多少の変化はある。長野県「下等小学程期試験点則」<sup>30)</sup>（1877年）によってみると、各科成点を定め減点法によって総合点を出し、その2分の1以上の成績を登第とし、1科目でも零点があれば原級留め置きとしている。例えば、八級は全点を38点とし、19点以上を得る者を登第とし、第七級では全点62点で31点以上を登第とした。

茨城県や千葉県「試験点数調査法」<sup>31)</sup>や「小学試験法」<sup>32)</sup>（1876年9月）でみると、各科目の評価基準がより詳細に定められている。たとえば、問答・暗記では、応答明敏なもの5点、誤脱な

く3失以下のもの4点，1失から4失のもの3点，2失より6失までのもの2点，3失から8失までのもの1点，その他は零点と6段階が設けられている。そして6教科について採点された結果は平常得点と合算されて優、及、落が決定されることにしている。試験点と平常得点ともに一定基準に達しない場合は進級が認められていない。ここでは、評価の客観性を確保しようとしていること、日常の成績を重視していることが注目される。

出題者は、小試験の場合は担任又は当該校の教師にまかされているが、定期試験問題の選択と採択は原則として師範学校訓導か巡回教師である。試験校の教師は当日第五課吏員より渡される試験問題を生徒に配布し、監視し、回収するのみである。大試験の場合も同様である。

定期や大試験での試験方法は口答試験と筆記試験とに分かれるため第一、第二の二つの試験場が用意された。第一試験場では、読物、講義、抄字、問答の4課を口頭で行った。児童は控室で待ち、世話掛の呼び立てによって一名ずつ第一試場へ入ったのである。第二試験場では、作文・算術・習字の3課が行われ、3課いずれも筆記試験であったため、生徒全員を合併して行ったのである。

(5) 試験法には多くの場合褒賞規定があり、試験は褒賞によって支えられていたとさえいえる。生徒を賞讃し、学業に対する父兄の関心を高め、教員及び地域住民の教育奨励に資するものであった。賞品は教科書や学用品が主であるが、その種類や数は生徒の等級や等位に応じて異なっている。旧長野県の場合昇級試験や等科卒業試験に合格し進級または卒業できた者には教科書や図入り扇子が与えられている。<sup>33)</sup> 筑摩県における褒賞の明確な規定は見当たらないが、官員の巡回試験には必ず賞品が与えられ就学奨励が行われている。<sup>34)</sup> 一等には『物理階梯』，二等『大日本細見図』，三等『西算雑題百種』が与えられている。褒賞の費用は文部省の小学扶助委託金と県費の一部の中から支払われていたが、献金という有志の寄付行為に依存している場合が多い。現品が府県から下付されその代金は各校の寄付金（学校費）から支払われるというケースが一般的であった。当時の地方新聞や教育雑誌<sup>35)</sup>には受賞者の氏名が掲載・公表され生徒、教師、学校の間に競争意識をかりたてたのである。

4 学制期小学試験法の概要は以上のようにあり、これによって教則を画一化し定着させることができたのであるが同時に以後の授業実践を特徴づけることになった。

(1) 小試験に関する規定は「毎月末其校ニ於テ生徒一月中習熟セシ課業ノ熟否ヲ驗シ一級中ノ座次ヲ進退スルモノ」<sup>36)</sup>と定められているが、小試験における座次の進退は児童の競争意欲を喚起し、学校を学力競争の場に行っている。小試験の出題、採点は担任または当該教師によって実施されるものであるから、生徒の学力形成に日常的にかゝり得るものであり、教育評価として機能しうる位置にあった。たとえば試験法に「小試験華ル時ハ教員試験セシ処ヲ復誦シ生徒ヲシテ其正否ヲ領知セシムベシ」<sup>37)</sup>と定めて試験後の、学力を確実なものにする配慮を教師に促している県もある。しかし、試験の成績によって席順が上下し、名札の順位が決定されることは、児童生徒の競争意識をかりたて教室や学校を学力競争の場にするものであった。もちろんこれによって、生徒の発達段階や特性が考慮されていない教材への学習意欲を喚起させることをねらいとしていたのである。この制度は1900年に文部省訓令によって廃止されるまで続いた。また、小試験の規定では「席順ハ独り進学ノ者ヲ先トナスノミニ非ズ、平生ノ行儀、出席ノ日数等ニ関スヘシ」<sup>38)</sup>とか「平素ノ行状ト各科点検表及ヒ賞罰簿等ヲ参照シテ席順ヲ上下ス」<sup>39)</sup>といった指示がなされて

おり、月一回の学力検査のみでなく、平素の成績や出席状況、平素の行状評価等の重要性が説かれている。これが後に通知表や学籍簿の「操行」へと発展するものである。

各種試験のなかで、定期試験はもっとも重要な位置を占めている。等級制を基本原理としていたのであるから厳格な試験は不可欠であった。諸葛は「生徒学術ノ進歩ニ從ヒ、精密ニ階級ヲ分ツコト緊要ナリ」と説き、そのために試験を繰り返し実施し「及第スル者ニ非ザレバ、登級セシムベカラズ」としていた。各府県教則でも「毎級卒業ノモノハ試験ヲ經テ昇級セシメ落第ノモノハ猶其級ニ止メ温習セシムルヲ法トス」<sup>40)</sup>という規定は必ず含まれている。この原級留め置きの規定とともに「とび級」を意味する規定も同時に含まれており「生徒学術進歩ノ都合ニ依リ」上・下各等の標準修業期間6ヶ月を経ずして進級させることができたし、「非常ノ英オアツテ特ニ進歩スル者ハ臨時試験ヲ經テ昇級セシムヘシ」<sup>41)</sup>といった条項を盛り込んだ試験規定も数多い。事実各地の「学校沿革誌」<sup>42)</sup>には、「とび級」の例が記録されている。

定期試験の場に県参事以下の官員が列席して試験を監視した場合もあった。例えば、長野学校<sup>43)</sup>では、1874年6月26日長野県檜崎権参事以下大中属、学務専任の掛官一同監視のもとで、前年6月に入学した第八級生のために進級試験が行われ、終了後褒賞と、同席の区戸長や学校世話方に対して就学督励の説諭が参事から行われている。

多くの立会人、参観人、学校教師に囲まれて実施され、しかもその結果の優劣が判定・公表され、直ちに褒賞されるという定期試験、大試験、比較試験は新しい小学校におけるもっとも厳格な教育活動、学校行事の一つとなった。そのため試験法は学制期も年を経るにつれ詳細になり、内的事項（出題範囲や採点方法・基準）のみでなく外的事項（試験場心得、参観人心得等）に関しても細かく定めている。岡山県の例でみると「小学生試験法」<sup>44)</sup>（1878年10月）は詳細をきわめ、汎則、役員、役員心得、幹事心得、試師心得、採点者心得、伺候心得、諸教員心得、生徒及参観人心得、試場及其器具、試験法、採点法と全7章にわたっている。定期試験がいかに重視されていたかが窺える。

『文部省年報』でみると、小学校創設の当初は、在学しているのは年齢の長幼によらず第八級と第七級の生徒が主であった。試験制度も整わず、徹底していなかったためである。しかし、1875年頃になると上・下等小学の各級に在学者がいるようになった。長野県の場合でみると、1875(明治8)年には下等第一級の生徒も、県下でようやく90人を数えるようになり、<sup>45)</sup>1876年2月師範学校訓導によって「下等小学卒業大試験課目」<sup>46)</sup>が起案され制定された。試験科目は、読物、講義、摘書、問答、作文、算術、習字で、最終級次の学習内容だけを試験するものでなく下等小学の全課程を試験するものであった。

ところで、定期試験や卒業試験の受験率や可否の割合は、各府県によって、また学校間によってかなりの相違が認められるが、各学校沿革誌でみると学制期の受験率は低く合格率も概して厳しいものであったと推察される。<sup>47)</sup>（註47参照）

(2) 巡校試験の意義 学事関係者が学校視察時に臨時に試験を行い、優等生に賞与することは全国の府県で行われていた。次のような記録は多くの学校に残っている。

「本県参事塩谷良翰並ビニ郷田兼徳、付属員ヲ從ヘ、本郡学区取締大導師繁楨同ジク梶正清ト共ニ来校、各教室ヲ巡視ノ上、各一号ヨリ二名宛優等生ヲ選抜シテ学力ヲ試験セリ」<sup>48)</sup>

筑摩県の場合をみると学事奨励のための長官またはその代理者の管内巡回、説諭を盛んに行

い、<sup>49)</sup>その際「御試験」を実施し褒賞を行った。筑摩県令永山盛輝は1874年から5年にかけて（民情視察、学校設立、学校元資加入、就学激励を目的に）自ら管内巡回を精力的に行い、同時に選抜された学生を対象に試験を実施し、褒賞を与えている。同業者は学務掛員、支庁掛員、区長、師範学校生等である。これが筑摩県の教育を隆盛にする最大の要因の一つとなっている。永山権令の後を継いだ筑摩県参事高木惟矩も、1876年2月から3月にかけて主に諏訪地方の小学校を巡回し試験を実施している。彼は管下の学校の実情を綿密に視察し、試験を通して生徒の学業進歩の状況を確認するとともに就学奨励と向学心の高揚をねらいとしたものである。ある学校では巡回試験の結果受賞した生徒の数は54名で全校生徒の約3割にあたっている。<sup>50)</sup>受賞者は後日連名で「御請書」を参事宛提出している。

福井県豊小学校の場合には、これを「小学巡按」<sup>51)</sup>と呼んでいる。「小学巡按規則」（1876）によれば「巡按ハ三四校乃至六七校ノ生徒ヲ便宜隆盛ノ小学校ヘ招集シ、其ノ学業ヲ試験シ、及ビ各校ノ優劣ト、各区向学ノ実況ヲ点検スルモノトス」（第3章）と規定され、「該区ノ正副区戸長及ビ町村ノ頭ラ立チタル者、并ビニ子弟ノ父兄等、必ズ参観スルモノトス」と定められている。その際、第五課官員、学区取締、卒業生を随行させている。

(3) 各学校から選抜された生徒を1ヶ所に集め、学力を競わせる集合試験または比較試験の実施は、全国的にみると1875年～6年から着手されていたことは、「文部省年報」でも明らかである。学力を競わせることによって学校間、教師間、生徒間の学業を奨励するもっとも有効な方法と考えられていたものである。試験の結果から指導内容の統一、教則の統一を図り、同時に指導技術の優劣を判定できると考えられたのである。また組合校の教員が多数集まり論議をたたかわすことによって授業への関心がたかまり、教育論からさらには国家社会の政治論にまで発展することもあった。ここには教育評価としての一定の機能も認められるのである。

長野県の例でみると、1878年3月南部地区学区取締の連名で集合試験の実施に関する「伺」<sup>52)</sup>が県に提出されている。これに対して県は積極的に評価し、<sup>53)</sup>具体的実施方法を提示し、以後学校組合が各地に誕生している。この際県は、集合試験の意義を、ただ生徒の奮発心を起こすだけでなく、教則の統一を図ることを重視するように指示していることが注目される。しかし、集合試験の実施は、競争心を鼓舞することが学業を奨励し、教育効果をあげるもっとも有効な方法であるとする教育観に基づくものであり、学校は、学力の優劣を競い合う場として特徴づけるものとなっている。ここからも、児童生徒の能力を記憶力・暗記力としてとらえ、授業法は、知識の伝達とその定着の方式としてとらえる傾向が強められている。この比較試験は、明治10年代に入ると次第にその規模を拡大し、一郡又は数郡を連合するものにまで発展している。

この集合試験が、イギリスにおける「出来高払い制」（payment by result）に類似した機能をもたせていた地方もあったことは興味深い。例えば青森県<sup>54)</sup>の場合、県が国庫補助金を各校に配布する際、参加各校の成績に応じて（受験者1名5銭、及第者はさらに10銭を加算）配分金額を決定した。1879年には「集合試験成績兼補助金割当表」が公表されており、各校間に激しい競争心をかきたてていたことは想像に難くない。

(4) 試験規則の中に「試験ハ専ラ生徒学力ノ優劣ヲ判ジ、以益勉勵心ヲ奮起セシムル最緊要ノモノ」<sup>55)</sup>といった条項に次いで褒賞規定を盛り込んでいる府県が多い。学校間、教師間、生徒間の競争を鼓舞することで教育の効果を高めていこうとする方策にとって褒賞制度は有効であった。

知識獲得量の高い生徒には、年令にかかわらず「とび級」を許し、逆にまた多数の落第者を出しこれを原級に留めるというのも同様に有効であった。このような賞罰による動機づけが、わが国学校教育の指導方法の特徴づけてきている。学力の優劣を判定し県官が褒賞することは、生徒の向上心を刺激するのみでなく、教師の教授意欲を高めることもでき、父母や地域住民の学校教育に対する理解を深め、児童の就学率を高める絶好の機会であった。

しかし、褒賞を伴った、競争を原理とする学制期の試験では、その展開過程で多くの問題をうみ出してきていた。日々の授業が試験のための手段と化すことを「杞憂」する論が『文部省教育雑誌』（86号・1878年）に掲載されている。受賞対象が拡大するにつれ、県によってはそのための費用捻出に苦慮し、緊縮財政のなかでその対応に迫られている。それだけでなく、盛大な褒賞を伴う試験が恒例となり行事化してくると、かえって受験率が低下しひいては就学率を低下させるという弊害も出てきていた。合格率の低い試験には応ずることが出来ずに退校していく生徒も多かったのである。また、生徒の試験の成績の良否は、教師に対する褒賞督責の基準の一つとなっており、教師の教育活動を奨励し管理する有効な方法でもあった。たとえば、教員褒賞の条件として「試験の際受持ノ生徒ニ優等及第最多カラシムル者」<sup>56)</sup>という項目があり、督責の一条件としても「受持ツ生徒落第三分ノ一以上ニ及フ者」があることでも明らかである。学校は学力競争（知識・技術の獲得量を競い合う）の場であり、成績優秀者（記憶力、暗記力の高い者）＝人格優秀者という構図がつくり出されたのである。そこでは、試験の結果のみが過大視され、授業過程や生徒の認識過程に対する関心は生まれて来ないのである。試験の結果に基づく教授方法の吟味と改善への意識（教育評価意識）は生じていない。

### III 学制期の訓育とその評価

1 「学制」第二十七章には、下等、上等小学に設けねばならない教科として「修身 解意」があった。続いて制定された「小学教則」の中では、修身の科目については、下等小学八級から五級まで「修身口授」が設けられている。「一週二字即チ二日置キ一字 民家童蒙解童蒙教草等ヲ以テ教師口ッカラ縷々之ヲ説諭ス」<sup>57)</sup>となっている。第六級は「一週二字 勸善訓蒙修身論等ヲ用ヒ教師之ヲ講述スルコト前述ノ如シ」、第五級は「一週一字 性法略等ノ大意ヲ講授ス」と規定されている。文部省の教則では、このように「修身口授」として教科を設け、教科書（教師用教授書）を指定し、解意の方法として「説諭」、「講述」、「講授」を示している。ここに示された教科書はいずれも当時の翻訳教科書であり、「性法略」は法制に関する内容であって、道徳を内容とした修身教科書ではない。したがって、文部省「小学教則」における道徳教育は、近世教育の徳育と比較してきわめて軽い扱いであったといえよう。旧来の寺子屋の教訓書や藩学・私塾において四書五経等の經典類を用いた教育と比較してみると、実学本位の主知主義的傾向が強いものであった。その上、現場に広く普及した東京師範学校制定の「下等小学教則」には「修身口授」は設けられておらず、上等小学の「読物」の中で教訓的教材を取り扱うこととしているに過ぎない。諸葛の『小学教師必携』や、筑摩県で東京師範学校の教則に従って作成された『小学校授業法略記』にも、教科として修身口授はない。従って全国的にみても、小学試験規則のなかに「修身」「修身口授」の科目は見当たらない。

学制期における教育内容編成原理は、知識主義的な実学にあるといわれる。そのため、試験制

度も知識主義の原理によって構成されているのである。低次の知識から高次な知識への階梯を明確にし、その獲得を点検し、それによって知識の確実な進歩を期しているのである。立身の合理的基礎が知識であり、社会階層の上層移動は、知識を財として合理的に可能になったといえよう。

「学制」公布から明治10年代にかけて道德教育の方針及び内容・方法は動揺、変転した。修身科の位置づけも不安定であったが、近世諸学校で重要な機能を果していた徳育が人々の生活や意識から消えていたのではない。徳性の涵養についてその重要性を指摘する主張は存在したし、学制も末期になると「生徒ノ才智ヲ開発スルモ、若シ徳性ヲ養成セザレバ、却テ畢生ヲ誤ルニ至ルベシ。因テ、課業中修身口授課ヲ設ケ、忠臣孝子良婦負女等ノ談ヲナシ、自然ニ生徒ヲシテソノ言行ヲ欽慕セシムベシ」<sup>58)</sup>といった主張が表面化してきている。

また、学制期の小学教育には、訓育に関する活動やその評価活動が全く無かったのではない。学校が開設され、集団生活が営まれるようになると、学習集団としての秩序の維持、とくに学級一斉教授を行うための規律が問題となり、さらにそこから教科と並んで訓育が重視されるようになる。そこでは学力の評価とは異なる行動・態度の評価にも着目されていたのである。それは「教員心得」や「生徒心得」による訓育活動であり、行状評価であった。そしてそれらは、近世諸学校での訓育及びその評価の継承であったとみることができる。

2 文部省は、1873年5月に「小学教師心得」<sup>59)</sup>を、同6月には「小学生徒心得」<sup>60)</sup>という冊子を、方法研究の中心であった東京師範学校に編纂させ頒布した。新学制の趣旨に沿って教育の実際を推進する必要があったのである。「教師心得」は教師の自省修養上の要点をあげるとともに児童取り扱い法の諸原則を述べたものである。

「凡ソ教師タル者ハ学文算術ヲ教フルノミニ非ズ父兄ノ教訓ヲ助ケテ飲食起居ニ至ル迄心ヲ用ヒテ教導スベシ故ニ生徒ノ中学術進歩セズ或ハ平日不行状ノ徒アラバ教師タル者ノ越度タルベシ」(第一条)

この規定は学校教育の責任範囲が知育のみでなく生徒の生活全面に及ぶことを示したものと見て注目せねばならない。諸葛の『小学教師必携』でも、一斉教授の観点から、教室内における生徒の行儀・作法の規制、授業中の行状の監視について述べ、放課時間の行動等についても注意を促している。

次に「小学生徒心得」は17箇条からなっている。

「席ニ着キテハ他念ナク……仮ニモ外見雑談等ヲ為ス可カラズ」(第三条)、「生徒タル者ハ教師ノ意ヲ奉載シータ指揮ヲ受クヘシ……」(第九条)といった内容の「生徒心得」は日常の生活行動の規制によって、学校や教場における生徒管理の必要に応ずることを目的としていた。小学校では旧来の寺子屋の個人的な教授法に代わり、級別編成による一斉授業によって多数の子供に知識を能率的に授けることが意図された。そのためには学校生活全体、とくに教場での秩序が保たれ、教授の円滑な運行がなされねばならない。子供の生活規制をする必要が生じたのである。

藩校における学規ではもちろん、寺子屋のなかにも、学規として訓育の条項を示すものがあり、またテキストとして行動様式の規範あるいは心得を述べた往来物を使用している場合が多くみられる。学規の内容は、ほとんど禁制の条項から成っている。

この「生徒心得」は近世の寺子屋や藩校の掟・式目の内容とあまり異なっていない。「生徒心得」にもられた日常的な行動様式を身につけさせるには、勿論これを読ませたり教え諭したりしたも

のであったが、また厳しい罰則をもって臨んだ。『小学授業法細記』の中にも「授業心得」に続いて「小学校罰則」<sup>61)</sup>があり、規則に違反した程度によってこれが適用された。

この生徒心得は、教室における管理の必要に応ずるためにだけでなく、事実上訓育的機能を含み、後の訓育の前身をなすものであった。内容的には、言語、態度、動作に対しての厳しい規定であり、しかも教師の命令には絶対服従の他律主義である。自主的・主体的行動は認められていないのである。

文部省制定「小学生徒心得」を模して、あるいは参考にして各府県は心得書を作成している。長野県の場合でみると、1873年9月に文部省に対して『小学教師心得』を一千部、『小学生徒心得』二万部の重刻を願い出ている。<sup>62)</sup>前者は教員及び師範学校生徒に配布され、後者は各校へ相当数配布された。これらの心得書は、とくに「生徒心得」は、当時の迂遠な翻訳修身書と寺子屋的訓育法とのギャップを埋めるという役割を果たしたものである。

3 「生徒心得」の各条項は、また、「行状」評価の基準として機能している。茨城県制定の「生徒試験法」(1875年)をみると「試験優等及第ハ当日ノ優劣ト平時ノ勤惰学業行状ニ照ラシテ判定スベシ」<sup>63)</sup>とあって、この平時の勤惰、学業、行状を評価する基準を示すものとして、「日課点数増減法」を定めている。学制期においても、定期の筆記試験による学業成績のみによって優劣を判定することへの反省もでてきており、日常の学習態度や行動についても一定の客観的な評価を求めていたのである。とくに行動評価については、教室の出入り、歩行、容姿、喧嘩口論、器物の毀損、勉強の態度など、具体的な個人の行動をあげ、それに対する減点を明示している。同様に善良な行動に対しては、増点することになっている。このように、27箇条からなる詳細な日課採点基準が示されているところを見ると、評価の客観性や公正さを確保することへの要請が高かったことがうかがえる。

東京府制定の「日課優劣表評点附与規則」<sup>64)</sup>(1877年)には「生徒ヲ奨励センタメ毎日学術行状等ノ優劣可否ヲ判シ評点ヲ附与スヘシ凡ソ評点ヲ附与スルニハ優劣可否著シク他生徒ニ異ナルモノ而已ニ限ルモノトス」と定められ、各教科とともに行状が評価の対象となっている。定期的な試験のみでなく評価が日常的に行われていたことが分かる。「行状」の条項には「挙動及交際上ニ就キ各生徒ノ標準タルヘキモノアルトキハ優点ヲ与ヘ不品行及ヒ懲治ノ処分ヲ受ケシモノハ劣点ヲ附ス」とその基準が示されている。

筑摩県の「小学試験法」(1867年6月)では「褒貶点ヲ以テ定点ヲ増減シ而後登落第ヲ定ムベシ」<sup>65)</sup>としている。例えば、「褒点例」、「貶点例」として次のような内容があげられている。

#### 褒点例

- 一 平生行状正シクシテ能ク教師ノ教誨ヲ聞キ一ケ月中二度以上欠課セザルモノハ褒点二ヲ与フ
- 一 教師首席ノ生徒ニ向テ問ヲ発スルトキハ其者答フルコト能ハズシテ末席ノ生徒之ヲ答ヘ得ル者ハ褒点一ヲ与フ

#### 貶点例

- 一 平成行状不正教師ノ教誨ヲ不用一ケ月中二度以上欠課スルモノ及喧嘩口論等屢スル者貶点二ヲ与フ
- 一 教師ノ問ニ屢答ノ発スル能ハサル者ハ貶点一ヲ与フ

このように平素の行状や出席状況を点数に加算して評価しようとしていたことは注目される。これは就学督励策としての機能を果たしているだけでなく、児童生徒を日常的に観察し、管理するという役割も果している。このことはまた、学力だけでなく、行動をも含めて人格全体としての児童生徒の把握の必要性を示したものとしても意味をもっている。

明治10年代になると日課表取扱いに関する解説書もいくつか出版されている。例えば矢野成文『小学日課表用法』（1878年）や中矢正意『日課表取扱方法』<sup>66)</sup>（1878年）などである。中矢編のものは18箇条にわたって、その目的、意義、評価の項目、その基準等詳細に述べられている。そして「此ノ表ハ生徒毎一人ニ一冊充テ付与シ学校ニ在ルトキハ必ス之ヲ教師ニ出シ家ニ在ルトキハ必ス父兄ニ預ケ置カシムモノトス」（第二条）とされており、後の学校家庭連絡簿や通知表の先駆的なものと見てよい。

#### Ⅳ 試験論及び近世試験法

1 学制期の小学試験の実施は、各府県制定の試験法に即して各学校が制定した規定に基づき行われたが、その際、いくつかの試験解説書や府県出版の「試験法」が手引き書となっている。それらのうち、金子尚政『小学試験法』（1874）、小林義則『師範学校小学試験成規』（1875）、山口県養成処『小学試験法』（1875）、藤塚唯一『小学試験法』（1875）、天野 皎『下等小学諸科試験法』（1875）、山梨県『小学試験法』（1877）、東京府『小学試験法』（1877）等は各府県における試験規則の作成及び実施の際に、利用されたものである。これらの資料の教育評価史的分析は、これまで行われてきていないが、ここでは以下のような簡単な紹介程度にとどめておく。

(1) 金子尚政<sup>67)</sup>の『小学試験法』は、新しい教則、形態で授業を行い、試験を実施せねばならない学校関係者に広く迎えられたものであり、ここから当時の試験法や授業そのものの特色を窺い知ることができる。彼はその「序」において「試験法ニ至リテハ一モ其書類ヲ見ズ且ツ方今学校ノ多キ試験法ノ一定セザル殊ニ甚シト又聞ク諸学校教師試験法ノ書ヲ望ムコト久シト」と述べており、当時学校・教師の間に試験の具体的実施方法についての指針が求められていたことがわかる。また、筑摩県「小学試験法」<sup>68)</sup>（1875年6月）には「金子尚政著スルノ小学試験法ニ依ルヘシ」と記されている如く、県下の試験法がこの著作によって運営されていたことがわかる。北条県の「学規」<sup>69)</sup>にも同様の指示がみられる。

彼は試験目的を「幼童学ヲ為スノ心ヲ勉励スルノ良法」、「分段ヲ明ラカニシ階級ヲ定ムルモノ」と説き、「等級ヲ分チ順序ヲ定ムルハ試験中最モ緊要ナルモノニシテ、苟モ之ヲ誤マレバ生徒ノ進歩ヲ妨害スルコト甚ダシキモノナレバ教師能ク心ヲ用ヒテ忽ニスヘカラズ」と述べる。また試験施行には「莊嚴」が求められるが、「試験スルモノハ務メテ和顔温言以テ生徒ノ得ル所ヲ尽サシム可シ」と生徒への接し方に言及し、さらに分段を定める際には「其ノ平常ヲ際シ斟酌」すること必要だとしている。また多くの立会人、参観者の前で実施されるため、教師の側に情実行為がみられ、それを防ぐために試験実施は担任以外の教師に代わってもらうのが良法だとしている。

試験の内容は、東京師範学校制定の教則に依拠しており、下等小学第八級から第一級まで全科目について、いくつかの問題例をひきながら具体的に方法を示している。その方法は、個人面接法から一斉試験法への転換を示したものであり、各地の学校での出題もこれに依拠して作成されたものと推測される。

金子の『小学試験法』とほぼ同様の内容をもり込んでいるのが藤塚の『下等小学試験法』である。彼はその「緒言」において、試験は「学童ノ奮発心ヲ引キ起ス」唯一のものとして、教師に対して細心の注意を促している。

(2) 東京師範学校制定の「小学教則」が各地の学校で採用されたこともあって、『師範学校小学試験成規』（小林義則著）は現場での手引書として利用されたものである。その評定法は総点100点を「秀逸」とし、50点以上を及第、それ以下を落第と定め、読物、摘書、講義、書取、問答、算術、習字等各々の配点を示し、採点は減点法を採用している。当時、作文の評価は困難だったと思われるが、これを甲・乙・丙・丁の4等に分ち、それぞれに20点、15点、10点、5点を配し、また浄書の評価は佳、佳々、佳の3等にし、各々に15点、10点、5点を配している。下等八級から一級に至るまで出題、採点方法を詳細に展開しており、当時各地の学校での出題はこれを模してなされているものが多くみられる。

(3) 各府県制定の試験法の中で、東京府や山梨県のものは体系的・抱括的なことでは他にその類をみない。特に後者は、<sup>70)</sup>「県学則」第七章にある試験規則の実施上の具体的な方法を詳細に展開したものであるが、単なる試験法ではなく、一定の評価観も述べられている。まず、凡例では本法の性格、構成、取扱上の基本的注意等が述べられ、以下、試験の要旨、体裁、方法、課目、撰題の法、品表の法という順に全69条にわたって定められている。凡例では「活用ハ、教則及ヒ授業法ニ参酌スベシ徒ニ此法墨守シ以テ教育ノ要旨ヲ誤ルコトナカレ」と授業に対する試験の基本的あり方を述べている。この点は「試験ノ要旨」でも「試験ハ授業ノ為ニ之ヲ設ク試験ノ為ニ授業ヲ為スニアラズ」として、試験と授業との望ましい関係について言及している。試験は公平であることが要請され、疎畧緩慢であってはならず、それゆえ莊嚴さは必要だが、そのために生徒に戦慄恐懼の心を起こさせてはならず、温言怡顔で生徒に接すること、過度の褒賞による名利心の醸成に陥らないよう注意を促している。

この試験法には「課業優劣表」が付録としてついているのが注目される。毎週土曜日に課業及び品行を二等に分ちこれに点数を配当して記入し、生徒に示して反省の材料とするとともに月次試験の点数に合算する。「品表の法」では、試験の公平を期すために「品表スル一定ノ法則」が不可欠であるとし、各課採点規準を示している。また、課業優劣表、月次試験点数、昇級試験点数、卒業試験点数は各々前者を参照して後者の優劣を判定するという方法を採用している。

(4) 「学制」がスタートすると多くの授業書が出版されたが、授業論の中で、試験法をもり込んだものができているのが注目される。例えば和歌山県師範学校編『小学授業略』<sup>71)</sup> (1875年)では「試験心得」を設けている。「試験ハ生徒学業ノ進否ヲ審考シ優劣ヲ明細ニシテ以テ学業ヲ奨励セシムルノ一良法ナリ」と述べ、以下、金子の『小学試験法』・緒言で示されたような試験実施上の留意点をあげている。そして下等八級の読物、問答、書取、算術、習字の授業法を述べた後に続いて、それぞれの教科の試験方法を具体的に示しており、以下一級に至るまで同様の展開をみせ、授業と試験と結びつけようとしている。

(5) この期における欧米の試験論を紹介したものは多くはないが、天野 皎(文部省二等訓導)編『下等小学諸科試験法』<sup>72)</sup>は注目される資料である。「凡例」によれば、この書はアメリカ人アイザック・ストオンの著書『コンプレート・エキザミネル』から訳出したもので「諸科の試験に於て眼目となる条の問題を選びしなり」とあり、各教科の試験の観点を明確にしたものである。

小林小太郎が雑誌『教育新誌』（46号・1879年7月）に投稿した「学校試験ノ大略」と題する記事は、外国の試験論の紹介である。彼は「試問（エキザミネーション）トハ人ノ芸能ノ性質及深淺ヲ証明スル法ナリ」とし、それを教育試問（教授の際に用いるもの）、競争試問（生徒学力の優劣を判定するもの）、程度試問（生徒の学力が一定の程度に達せるや否やを証明するもの）の三種類に分け、各々に説明を加えている。そしてそれぞれの特徴を生かした利用の必要性を説いたものである。さらに試問を口試問と筆試問の二種に分け、前者は「生徒ノ学識ノ深淺ヲ明ニシ且コレヲ活用スルノ力ヲ知ルニアリ」とその長所が述べられ、後者は「深く思慮ヲ要シ且理論及判断ノ力ヲ試ムルガ如キ者」に適した方法だというのである。

以上のようなこの期の試験論からは、まだ教育評価論としての明確な主張はうかがえない。

2 明治期試験法と近世諸学校における試験との間には多くの類似性が認められる。文部省は「学制」において試験の基本的性格を定めた以外は、その実施上の具体的方法を規定してはいない。にもかかわらず各府県で短期間のうちに試験法が整備され実施に移され、しかも学事奨励その他の一定の目的を達せられたのは、近世諸学校で実施されていた試業を基盤に出来たためである。学制期小学試験法と江戸時代の「試業」や「浚」との間には多くの類似性がみられる。

近世末期には全国に寺子屋が普及し諸藩に藩校があり、また学制以前に既に多くの郷学校が設立されており、学制期の小学校創設にその経験と実績が生かされたのであるが、同時に昌平校をはじめとする近世諸学校の試業の方法、様式が色濃く受け継がれていたのである。そして人々の意識の中に試験の効用についての認識が定着していたのである。

『日本教育史資料』<sup>73)</sup>によれば、藩校では、「試業」とならんで「考試」、「考課」、「ためし」、「検査」、「さらへ」、「吟味」「見分」等の用語が使われている。学制期における教育評価では、試験という用語とともに「試業」が用いられている場合が多い。業を試みるという意味であり、近世においてひろく使用されていたものである。

(1) 藩校における試験には目的を異にする多様な種類が含まれていた。たとえば、①教師によって行われる復読を中心とした試業(小試)、②教授によって行われる素読や講義の試業で藩吏が立会い、全教員が出席するもの(大試、考試)、これはまた、教官・学生にたいする藩吏による検閲でもある。③藩士や、藩校へ通っていない青少年も対象となるもの(吟味)、④藩主が親しく文武の業を試みること(親試、御覧、御聴、上聞等)などがあげられる。藩校で試験の用語としてひろく使用された「吟味」は、昌平校で実施されていた「素読吟味」や「学問吟味」の影響によるものである。年一回の口述試験であり、学力の到達水準をみるためのものである。

試験が実施される時期もまた多様であり、<sup>74)</sup>日省、月考(試)、旬試、季試、春秋試、歳試等がある。出題、採点方法も藩校によって相違があるが、褒賞はほとんどの藩校で行われている。藩校の試業は多様な目的をもっていたが、主要には学業奨励であり、人材の発掘と登用としての役割も果たしている。また藩吏立会いのもとで展開される試験は、生徒の学力判定であると同時に教師の力量判定でもあり、勤務評定及び検閲としての意味をもっていた。旧宮津藩学校の場合をみると次のように記されている。

「文学試験法ハ毎月二十五日試験ヲ行ヒ生徒ノ勤惰ヲ驗ス 春秋二期大試験ヲ行ヒ学力ヲ検定シ等級ヲ定ム 毎年一回城内ニ於テ試験ヲ行ヒ藩主之ヲ聴聞シ秀群ノ者ニハ賞典ヲ与フ 武芸試験モ亦之ニ准ス」<sup>75)</sup>

藩学の試業の特徴のうち明治期小学試験に連続しているものは、学事奨励的性格、藩吏による検閲（県官や学務関係者の立会い）、親試（県令や郡令による巡回試験）、褒賞制度、成績による席順や進級の決定、学習への動機づけ、成績の公表等である。<sup>76)</sup>藩校では、目的を異にする多様な試業が混在していたのであり、学制期小学試験では機能的分化をみせているといえよう。

(2) 寺子屋においては学業成績の考査にあたるものを「浚」と言っている。<sup>77)</sup>浚とは諸芸の稽古の定期的復習であり「大浚」「小浚」がある。月末（小浚）や年末（大浚）に行い、必ずしも確定した方法によるものではなかったが、一般に、習字、読書を通じて行い、手本や教科書を師匠に預けて暗写、暗読させた。競争心を喚起するため成績優秀な寺子には褒賞を与え、あるいは作品に上・中・下、天・地・人といった評価をしている。

寺子屋における行事的性格をもった試験に「席書」がある。席書は、文字通り「席」を設けて公衆の前で「揮毫」し平素の練習の技を示すものであり、そこには競争的、奨励的性格が存在した。平素の学習の成果を公開し作品を展示するのである。

(3) 私塾における試験法の影響も考察せねばならない。私塾のなかで最も組織的な教育を実施した広瀬淡窓（1782～1856）の「咸宜園」<sup>78)</sup>の場合をみると次のようである。ここでは毎月定期的に試業が実施されており、その内容は詩会、文の会、句読切り、書会等があり一定の時間内に各々課せられた課題を行うものである。また塾生一人一人に面接して行う消権（独見）という方法もとられている。課業、試業の成績（点数によって）によって塾生のランクを「月旦平」として発表するが、面接を受けていない者は仮進級であり、面接がすめば〔権〕の字が消され、つまり進級である。咸宜園では入門生は、学力、年令、地位をことごとく無視して、すべて無級に編入し、課業、試業、消権の結果によって毎月進級の結果を月旦平として発表した。尚ここでは1つの級を上・下2階に分け、1級より9級までの等級をもち、合計18階とした。咸宜園に限らず、一般に私塾での試業は、学習者の学習意欲を促進し学習の階梯の進級を判定する参考とされている。

わが国の試験制度は、近世江戸時代に成立していたといえよう。なかでも藩校での試業の名称、目的、実施方法、評価の方法、褒賞等は、学制期小学試験に色濃く反映しており、このために、学制の普及、とくに教則や教授法の普及、浸透を容易にしたのである。私塾の試験は生徒の能力を判定し選別するためのものでなく、生徒一人一人の学習進度や人格形成の程度に応じた教育を施すための試験（教育評価）という性格をもっていたことは注目に値する。

## V 学制期小学試験の目的・機能及び批判

1 学制期においてはその出発当初から小学試験が一定の規則に即して厳格に実施された。この期の試験は、これまでの検討でも明らかなように、多様な目的をもっており、それは次のように要約することができよう。

(1) 西欧近代の技術と知識を大量かつ迅速に導入し普及を図るために明治政府は国民皆学という理念をかかげ、その実現のために種々の方策を構じたが、試験は、国民に対して督学ないし学校の必要性を認識させる有効な手段であった。試験には、県官・学務関係者・地域の首長、父兄・親戚が列席・参観する公開制であり、結果に対して直ちに褒賞するというものであり、儀式化、行事化が図られたのである。新しい教育による学業の進歩を学区内住民・父兄に広く伝えて教育の必要性を認識させ、子女の就学を奨励するという目的があった。

(2) 近世諸学校における教育内容・教授法とは異質の近代的な内容・方法を急速に普及する必要がある、地域毎学校毎に不統一な内容・方法を斉一化・画一化して整備する手段として試験を利用したのである。「小学教則」を基準にした試験を県学務課員や学区取締の立会いで、試験掛によって出題され、組織・運営される。そして成績を公表するという方法である。これによって教員の資質の改善と学校施設・設備などの条件整備の必要性が認識される契機となっている。

(3) 教授・学習の組織編成の原則として等級制を採用したのであるが、これを維持するために試験は不可欠であった。課程主義を原理とした6ヶ月単位の進級制度であったが、進級の可否を判定する唯一合理的方法は試験であった。「生徒階級ヲ踏ム極メテ厳ナラシムベキ事」が学制当初より強調され、詳細な試験法が制定され厳格に実施されたのである。とくに、県の改廃合併に伴って、等級の内容水準に差異のあることは避けられなかったが、これを斉一にするためにも試験は必要であった。

(4) 師範学校卒業の有資格教員が少なく<sup>79)</sup>無資格の助教や授業生に頼らねばならなかった当時の教員の実態のもとでは、授業内容、授業法が不統一とならざるをえないし、そのために等級制の原理をくずしかねない。そこで、教員の現職講習会や教則の整備を行うが、なかでも試験法を整えることによって教科内容の統一、教授法の近代化と統一を図ったのである。巡回・集合試験はそのような役割を強くもっていた。

(5) 競争と褒賞とはもっとも有効な学習動機づけとしての役割が期待されている。金子の『小学試験法』の序文には、試験は「幼童学ヲ為スノ心ヲ勉励スルノ良法」であると述べられていたが、当時各府県制定の試験法には、目的としてこの点を明記したものが多い。たとえば試験法には「試験ハ専ラ生徒学力ノ優劣ヲ判ジ、以テ益々勉強心ヲ奮起セシムル最緊要ノモノ」<sup>80)</sup>という目的規定が含まれているのが一般的であった。

小試験の成績による教室内での席次、名札の順位の決定や、定期試験による進級と褒賞は、もともと学習レディネスや発達の順次性が考慮されていない学制期の学習課題への強力な誘因となっている。

(6) 諸葛は『小学教師必携』において及第・落第にふれ、「落第ノ数過多ナルハ、是レヲ教師ノ怠惰ニシテ、カヲ尽サザルノ罪トス」<sup>81)</sup>と述べ教師に対し授業法改善への注意を促している。県官や学区取締の立会いは学校や教員に対する検閲であり、管理としての機能を果している。既述した如く、定期試験や集合試験及び県官視察時の試験等の成績結果が教授法の巧拙と関係づけられ、教員待遇方策ともかかわっていた。

(7) 近世諸学校における教授・学習編成方式とは異なる一斉教授方式を採用し、教室内の秩序を保持しなければならない教師にとって、「児童心得」を基準にした行状評価は、教室内での児童・生徒の日常的な行動・態度を管理・規制していく役割を期待されていたし、その役割を果たしていた。「日課優劣表」を設けその記入を義務づけているのはその具体化である。教則における修身科の地位がきわめて低い状況のもとで行状評価は重要な意味をもっていた。

小学試験の目的は、以上のように分析できるが、学制期における小学試験の実施は、概して就学督励と画一教則の導入策としておこなわれた面が強く教育行政的な施策の性格をおびていた。それによって教育内容の規制と画一化が急速に進行したのであるし、等級制はそれによって曲がりなりにも維持された。教師の実践を管理し、生徒を管理する機能もきわめて強く減点法の試験

はそのような機能をもっていた。このように、教則に定められた内容が試験を通して行政的に浸透していくのであり、試験は国の定めた内容の教授を徹底する役割を果たしている。それだけに、試験がもつ教育評価としての機能への着目はここではまだ認められないのである。

比較試験は、学校間の競争、教員間の競争、生徒間の競争を高め、学業奨励にとってもっとも有効な方策であると考えられたものである。褒賞制度をもって、人々の競争心を喚起し、学事奨励をはかる方法はすでに江戸時代の試業にも見られたものであり、試験が人々の名誉心と競争心に訴え学習意欲を喚起する有効な方法であった。

2 学期小学試験が展開されていく過程で、これに対する種々の批判や改善意見がだされてきており、とくに学期期末になるとこの試験制度がもつ矛盾点が顕わになってその改善に向けた努力も試みられている。ここでは当時の批判・改善意見の主なものを要約し検討を加える。

(1) 既出の山梨県制定「小学試験法」(1877年10月)では「試験ハ授業ノ為ニ之ヲ設ク試験ノ為ニ授業ヲ為スニアラス」と明記され、教師の注意を促している。試験そのものが目的化し、その成績をあげるために生徒も教師も過重な努力が強いられているというのである。そして「試験ヲ密ニシテ生徒学力ノ不等ヲ制セントスルハ抑末ナリ苟モ教員タルモノ平素授業ノ方法ヲ精密ニシ教導其宜シキヲ得ハ何ソ必シモ精緻ノ試験法ヲ施行スルコトヲ用ヒンヤ」<sup>82)</sup>という指摘は、当時の授業と試験の実態を批判し、授業改善にこそ努力が向けられるべきことを説いたものである。過度の褒賞と競争主義が授業と試験の本来の関係を逆転させてしまっているという指摘は注目される批判の一つである。

(2) 褒賞と競争を原理とする試験は「生徒ヲ督励シ憤発ノ心志ヲ発起セシムルニハ適応ナル方便」であるが、これが過度に陥り、儀式化することで多くの弊害が生じているという批判である。たとえば「生徒登第ノ多キハ該教員ノ栄トスル所ナリ」、しかるに試験は「平時教授ノ体裁ト異ナル所アルガ故ニ教授ノ方法知ラス識ラス試験ノ体裁ニ偏倚シ教育全体の旨趣ヲ失フニ至ルナリ」<sup>83)</sup>という批判や、「我校生徒ノ等級後レタルヲ恥ザ其試験スル箇所ノミヲ委シク講習シテ試験ヲナス」<sup>84)</sup>という弊害が起きていた。さらに「試験学科ニ適フコトニノミコレ勉メテ不知不識一定ノ範囲内ニ籠絡セラレ、改良進歩ノ途ヲ塞クコト無シト云ヘカラス」<sup>85)</sup>といった指摘は、試験の結果にのみ関心が集中し、授業内容のバランスや授業過程の改善に注意が向けられていない状況を批判したものである。

(3) 公正な評価と及落の適正な認定を要求する批判も多い。たとえば交換試験の実施や、試験組合を組織し、出題・採点に私情が介入しない工夫がなされている。長官や県官による巡視試験の方法についても批判が加えられている。つまり、日常平時の成績や行状を無視して1回だけの試験で賞を決めることの不合理性である。特に平素行状の正邪、稽古の勤惰を顧みない試験は、優柔な者に不利に、傲慢な者には有利に作用するので不公平であり、「一時ノ試験ヲ以テ其熟否ヲ定メ優劣ヲ決スルヲ得ンヤ」<sup>86)</sup>というのであった。巡視試験に限らず、定期、大試験における一発勝負の弊害を是正するために平時の授業における成績、行状を加味、斟酌することを求める意見は多く、日課優劣表の利用と臨んでいるのである。

この観点から「学校委員ノ臨時巡視ハ学校平日ノ挙措ヲ洞察」する必要があるから定期ではなく、「不明ニ其ノ管轄ノ学校ヲ巡視シ十分ニ諸級ヲ試験シテ真実ノ景況ヲ察」<sup>87)</sup>することが有効であるという主張もみられる。このような方法で教師の教授及び管理の力量を検査することができ、

「徒ニ試験ノミヲ以テ教育ノ目的トスル」弊害を減少できるというのである。

「学制」が廃止された当時の教育雑誌『月桂新誌』において4回にわたって「下等小学全科卒業試験の得失」が論じられているが、その中で浅井列は試験の目的は「教師並ニ生徒ノ常々ヨク職掌ヲ勉メテ以テ其父兄及ヒ学校掛ノ嘉賞ヲ受クルノ価値アルヤ否ヤヲ知ルニ過キス」<sup>88)</sup>と述べて、参観人、立会人の面前での試験は必要ないと主張している。

(4) 第一、第二大学区を視察した加納久宜、石川浩らの「学区巡視功程」<sup>89)</sup>では、各地で行われていた試験法の問題点として、試験に時間がかかり過ぎること、試験実施のために数日間の休業を余儀なくされること、個々別々の試験や筆記による方法では、受験の成否が「同輩ノ衆聴ニ触ルル所ナキ」をもって「各自榮辱ノ感触微弱」であるということ、及び(1)の批判と同様平時の授業の体裁が試験の体裁に従属せしめられることをあげている。これを改善するために「温習体ノ試験」<sup>90)</sup>を提案している。

教則の自由化、地方化策が進行する1877年78年頃になると試験に対する以上のような批判や改善意見が活発化するが、しかし、試験法そのものは一層詳細に、体系的なものになっている。教育令(1879年)期、改正教育令(1880年)期になると、試験のもつ比較競争的、儀式行事的性格を色濃くしている。試験規則も全国的に画一化の傾向をみせ、それだけ教則及び授業法が画一化、定形化していくのである。

## 結び

「学制」の制定は、後進資本主義国としての宿命を担ったわが国を急速に上から近代化して富国強兵を図るという政治的要請を背景にもっていた。そのために教育の近代化は不可欠であった。西欧近代の進んだ技術・知識を迅速かつ大量に摂取・受容して国民に習得させ、閉鎖的な身分秩序から個人とその能力を解放することが必要であった。そこに要請されたのは、知識主義と競争主義を原理とする教育の体制づくりであった。「学制」の第四十八章、四十九章、五十一章の規定及びこれに基づく各府県制定の試験規則は、この課題遂行にとって効果的役割を果たしたといえよう。等級制を採用し、学力検定試験の優劣によって席順を上下し、進級と卒業を判定し、これを直ちに褒賞の対象とするという原理は、学事奨励という目的にとって効果的であり、西欧の進んだ知識・技術の成果の吸収にとって有効な武器であったが、同時にそれ以降の授業をはじめとする学校教育の質を規定する最大の要因となったといえよう。本稿で設定した課題の結論を次のように要約することができる。

(1) 近世諸学校において成立していた教育内容とは異質の、西欧の教科・内容を導入し、これを「小学教則」に盛り込んで全国的に普及をはかるという課題が学制期にはあった。そのために封建体制下の学校に成立していた教育方法を踏襲するだけでは不十分であり、新しい教授法を身につけた教員が必要であった。アメリカから導入された授業法に基づき東京師範学校で工夫された教授法を各地で伝習し、巡回指導を繰り返して普及をはかるが、近代的教授法の吸収は不消化のままであった。そのため、各地域、各学校の教育内容を斉一にし、統一するのは各種試験法の実施が最も有効であった。等級制もこの試験法によって維持され、新しい知識・技術を大量かつ迅速に導入するのに成功したといえよう。つまり教科内容は教授法と結びつけられるのではなく、試験法と結びつけられたのである。試験が学習課題を設定しているのである。

(2) スコットによって導入された教授法は、実物教授と問答によって進められるものであり、言語主義、注入主義を否定して、学習者個々の感覚に基づいてその概念を形成するという考えにたつものであった。子どもの心性開発 (develop faculties), 主体性の形成という理念に立つ教授法であった。しかし、当時においては、近世以来の記誦注入的教授法が支配的であって、近代教授法を支えた理念・原理を正しく受容・発展させる基礎は脆弱であった。しかも、国家の定めた所与の教授内容に対する「掛図の提示と問答」という定式としてとらえられ、問答は形式化し、問答のための問答となる傾向があった。授業の形式化の傾向は、盛行する試験法によって強められ、「教科・内容」を「試験」によって定着させるという発想によって強められたのである。ここには近代教育方法の原理は生かされていない。「試験ノ為ニ授業ヲ為スニアラス」という批判はしばしばなされたが、褒賞を伴った学事奨励型の試験が横行するなかで、結果のみに関心が集中して、認識主体を形成する方法意識は生じてきていない。

学制期における試験の実施は、就学督励と等級制の維持、教則の画一的導入と定着、教師の質的平準化のために行われた面が強く、全体的に教育行政的性格、教師や生徒に対する管理的性格が強いものであった。

(3) 学制期小学試験では、児童生徒の学力検定の結果を授業法の改善に利用していくといういわゆる教育評価意識は生まれていない。それは、児童生徒の能力を記憶力・語記力としてとらえ、授業法は知識の伝達とその定着の方式としてとらえていることに起因している。つまり授業の目的が所与の教科・内容の習得におかれて、認識主体の形成というところに置かれていないためである。

試験の結果が授業法の改善に結びつかないのは、また、試験実施者と授業者が異なること、結果に対する過大な関心が集中して、授業過程に向いていないこと、目標分析が十分なされていないこと、したがって評価の基準が明確でないこと、それにもまして、授業の目的に学習主体の形成という観点が欠落しているためである。「児童ノ教育ハ彼レニ固有スル知力ヲ発生セシメ培養スルニ外ナラス」といった近代教育の原理や、そのための方法・技術は、試験盛行のもとでは容易に形骸化し知識の注入と定着の実用的技術に矮小化して受けとめられている。

(4) 教育評価史のうえで学制期試験法をみた場合、評価方法や技術の客観性、公正さをどのように確保するかという課題に一定の対応をしている。それは、まず、試験の公開制、立会人制や出題者の含味において、また一回の試験成績だけでなく平素の成績を加味して及落を決定するという工夫においてである。次に、各教科及び行状の採点基準を明確にし、細分化することで客観性を確保しようとしていることである。さらに、学力の評価だけで判断するのではなく、日常の出席状況、学習態度や行動の評価も含めて、全体として判断していこうという点である。しかし、これらの公正さ、客観性、全体性という特徴は、児童生徒の発達状態の客観的把握の必要性からというよりも、褒賞制度が重視されている状況での公正さへの要請からであろう。また減点法を多く採用していることは、評価の行為そのものが生徒を管理する役割を強くもつことにつながったといえよう。

(5) 褒賞を伴う小学試験は人々の競争心に訴え、競争心を喚起した。学校は個々の生徒の諸能力を開発する場ではなく、習得知識の多寡による序列化と競争の場となる。学業成績優秀者は「飛び級」によって年令にかかわらず上位の等級に進むことができ、逆に、進級できずに「留め置

き」となり多数の中退者もうまれる。各校から選抜された生徒は、学校と郷土の名誉を担って学力コンテストに参加し、受賞者は公表される。賞罰による学習の動機づけが授業過程を特徴づけ、「試験の成績優秀者＝人格的にも優秀者」という構図がつくられてきたのである。

(6) 学事奨励の手段として試験制度を採用したことは、藩校・寺子屋における試業の発想と変わるところがない。藩校や寺子屋、私塾における試験制度は、「学制」における小学試験法がスムーズに定着し、それによって教則の画一的普及が図られたのであるから、近世江戸末期の試験制度と近代とくに「学制」における試験制度とは密接にかかわっていたといわねばならない。各府県制定の試験法を支えるパトスは近世諸教育機関での試業によって培われたものである。

等級制（課程主義）のもとでの学制期試験法は、明治20年代中期以降の、訓育重視のもとでの試験法と比して、学力保障のための教育評価となりうる条件をより多くもっていたといえようが、この課題は稿を改めて検討したい。

## 註

- 1) 明治期とくに「学制」期における小学試験に関する先行研究としては、山本信吉、今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』・1974、堀松武一「明治前期における小学の実態」・『教育学研究』・38巻第2号・1976、碓井岑夫「近代日本における教育評価の歴史」・『教育学研究』43巻第2号・1976、国立教育研究所編『近代日本教育百年史』・第4巻・第2編・第1章・1971等であるが、明治期試験を全体的に捉えたものは少ない。
- 2) 拙稿「教育令期（1879～1885）における授業改良と試験法」・『京大教育学部紀要』・34号・1988。「教育評価史研究」・同紀要・35号・1989。「第三次令小学令期の教授・訓練と教育評価」・同紀要・36号・1990。「1905年～25年における教育評価の理論と実践」・同紀要・32号・1987年等である。
- 3) 和歌山師範学校編纂『小学授業畧』・1875年・一丁。
- 4) //
- 5) 文部省内教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』・1巻・1938年。
- 6) 『筑摩県資料』・内閣所蔵。
- 7) 長尾無墨・『説諭要略』・1876年。
- 8) 『文部省第四年報』・1875年・55頁。
- 9) 諸葛信澄・『小学教師必携』・1875・一丁～七丁。
- 10) 『文部省第三年報』・1875年・55頁。
- 11) 諸葛著・五丁
- 12) 同上・七丁
- 13) 同上・五丁
- 14) 文部省『教育雑誌』・第6号附録・1876年
- 15) 「杉並区教育史」・上巻・1966年・139頁。
- 16) 『群馬県教育史』第三巻・1975年
- 17) 『四日市市教育百年史』・1983年
- 18) 『明治以降教育制度発達史』・1巻・343頁。
- 19) 同上・289頁
- 20) 同上・2巻・63頁。
- 21) 『千葉県教育百年史』・第三巻・1973年
- 22) 『長野県教育史』・第九巻・（史料編三）・1974年及び第4巻・1972年、参照。
- 23) 同上・69頁。
- 24) ここでは『文部省第五年報』・1877年、及び『文部省第六年報』・1878年に掲載された各府県試験規則を参照している。

- 25) 大試験は学制の規定では、いわゆる、上・下等の卒業試験をさしているのであるが卒業という用語自体、進級と同義語に使われており、また定期試験を大試験と呼んだり小試験と称している例もみられ、用語としては不統一である。
- 26) 東京府制定『小学試験法』・1877年・9月。
- 27) //
- 28) 『長野県教育史』・第九巻・395頁、または『文部省第三年報』
- 29) 『長野県教育史』・第九巻・227頁。
- 30) 同上・230頁。
- 31) 『茨城県教育史』・上巻・1967年
- 32) 『千葉県教育百年史』・第三巻・1971年。
- 33) 『長野県教育史』・9巻・437頁。
- 34) 例えば『箕輪東小学校百年史』・1975年・163頁。
- 35) 例えば『信飛新聞』・1876年・8月9日付、「伊勢新聞」・1878年12月1日付など。
- 36) 東京府「小学試験法」・1877年。
- 37) 「群馬県学則」・小学試験法・1878年・3月。
- 38) //
- 39) 「福島県年報」・『文部省第三年報』・476頁。
- 40) //
- 41) // これを「連級試験」と称している府県もある。
- 42) 各府県教育史をみると「とび級」の実例が紹介されている。例えば『三重県教育史』・第一巻・1980年・400頁、「高崎市教育史」・1878年・222頁など。
- 43) 長野県『城山学校百年誌』・1978年・
- 44) 『岡山県教育史』・ 巻・ 年
- 45) 『文部省第三年報』・1875年
- 46) 『長野県教育史』・九巻・79頁、一卷・556頁。
- 47) 三重県が1877年8月に発表した「明治9年秋期試験・小学校下等生徒及第表」(『四日市市教育百年史』・1982年による)の一部を示す。

| 校 名 | 受験生員 |    | 一級 | 二級 | 三級 | 四級 | 五級       | 六級       | 七級       | 八級      | 總計        | 生徒数 |
|-----|------|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|---------|-----------|-----|
| 四日市 | 86   | 及落 |    |    |    |    |          | 2        | 27<br>7  | 46<br>4 | 75<br>11  | 367 |
| 浜 田 | 43   | 及落 |    |    |    |    |          |          | 10<br>6  | 19<br>8 | 29<br>14  | 119 |
| 海 蔵 | 74   | 及落 |    |    |    |    |          | 14<br>4  |          | 49<br>7 | 63<br>11  | 126 |
| 安濃津 | 315  | 及落 |    |    | 16 | 22 | 64<br>18 | 32<br>29 | 66<br>41 | 27      | 227<br>87 | 520 |
| 立 教 | 186  | 及落 |    |    |    | 17 | 34       | 16       | 35<br>1  | 78<br>5 | 180<br>6  | 304 |

また、下等小学卒業試験の成績を『長野県教育史』(第一巻)でみると、1876年3月流形学校で実施された例でみると各科平均点が、読物(64.1/75)、講義(45.6/60)、作文(5.8/20)、算術(11.8/30)という結果であり受験者17名のうち、零点は作文が6人、算術が5人にのぼっている。

- 48)
- 49) 『箕輪東小学校百年史』・1975年・172～2頁、など。
- 50) 『信州金沢学校百年史』・1974・72頁。
- 51) 『福井市豊小学校百年史』・1973年・110頁。
- 52) 『長野県教育史』・第九巻・250頁。

- 53) 同上
- 54) 『弘前市教育史』・上巻・1975年。
- 55) 大阪府「小学生徒試験規則」・1874年。
- 56) 『茨城県教育史』・上巻・1957年・393頁。
- 57) 『明治以降教育制度発達史』・1巻・399頁。
- 58) 『福井市豊小学校百年史』（「生徒養成心得」）・1973年。
- 59) 『明治以降教育制度発達史』
- 60) 唐沢富太郎『明治百年の児童史』・1971・講談社を参照。
- 61) 筑摩県師範学校・『カ 小学校授業法細記』・12丁・13丁。
- 62) 『長野県教育史』・9巻
- 63) 『茨城県教育史』・上巻・1957年・382頁
- 64) 『杉並区教育史』・上巻・1966年・所収のものを使用。
- 65) 『長野県教育史』・9巻・160頁。
- 66) 矢野著，中矢著いづれも国立国会図書館所蔵。
- 67) 金子尚政は1874年7月東京師範学校小学師範科第一回卒業。筑摩県師範学校に赴任してから『カ 小学授業法細記』，『小学授業必携』，『日本地誌略 暗射地図』などの著作にかかわり，教授法の普及に尽くした。
- 68) 『長野県教育史』・9巻・160頁。
- 69) 『文部省第三年報』・359頁
- 70) 国立国会図書館所蔵。
- 71) 同上
- 72) 同上
- 73) 文部省総務局『日本教育史資料』・1889年・参照。近世諸学校との類似性については山本・今野『近代教育の天皇制イデオロギー』（1974年）参照。
- 74) 武田勘治『近世日本学習方法の研究』（1969年）参照。
- 75) 『日本教育史資料』・2・114頁。
- 76) 山本信吉・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』・1974年・252頁。
- 77) 乙竹岩造『日本庶民教育史』・下巻・1970年・1061頁
- 78) 中島市三郎・『咸宜園教育発達史』・1973年
- 79) 例えば『信州金沢学校百年史』（1974年）でみると，1874年には生徒数194人，学級5に対して訓導1，助教3，授業生4である。
- 80) 大阪府「小学生徒試験規則」・1874年。
- 81) 諸葛・前掲書・5丁。
- 82) 『文部省第四年報』・13頁。
- 83) 同上
- 84) 『長野県教育史』・九巻・74頁。
- 85) 『文部省第六年報』
- 86) 河村重固「臨時派視ハ定期試業ニ愈ルノ記」・『教育新誌』・6号・1877年8月。
- 87) 同上
- 88) 『月桂新誌』・34号・1879年・12月。
- 89) 『文部省第四年報』・1876年・11～13頁。
- 90) 温習体の試験とは「生徒ヲシテ逐次輪講回読セシムルヲ云フ」（同上）。